

奈良県食肉センターで使用する電気の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和5年11月14日

公益財団法人奈良県食肉公社 理事長 山下 真

第1 競争入札に付する事項

1 調達件名

奈良県食肉センターで使用する電気

2 調達する数量等

予定使用電力量 1, 441, 000キロワット時

契約電力 600キロワット

その他入札説明書及び仕様書によります。

3 調達期間

令和6年5月1日（水）0時から令和7年4月30日（水）24時まで

4 調達場所

大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格（税込価格）としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜金額）を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（6）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目J2「電気」で登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

（3）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

（4）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、経済産業大臣から小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5)「令和5年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき環境に配慮した電力調達契約を締結するため、令和5年12月6日時点において評価点が基準点を満たしている者であること。

なお、基準点の判定についての問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課（県庁主棟2階）

電話番号 0742-27-8016（ダイヤルイン）

(6) 電気の調達業務について、直近2年間（令和4年4月1日以降の期間）に、国・地方公共団体・公社・公団・公益法人及びこれに準ずる団体と履行期間を1年以上とする電気供給契約を締結し、履行した実績（令和6年4月30日までを契約期間とする契約については、契約内容の一部のみに未履行がある場合は履行実績に含みます）が複数回（2回以上）を有する者であること。

ただし、実績と認める契約は、契約電力が600キロワット以上であること。

第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒639-1122 大和郡山市丹後庄町475-1

公益財団法人奈良県食肉公社 総務課

電話番号 0743-56-6780

第4 入札手続等

1 入札説明書等の交付期間等

(1) 交付期間 令和5年11月14日（火）から令和5年12月6日（水）まで（土曜日、日曜日、及び休日は除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）

(2) 交付場所 第3に同じ。

また、公益財団法人奈良県食肉公社のホームページからもダウンロードできます。

2 競争入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、第2の（2）に係る資格とは別に、次に示す競争入札参加資格確認申請書等を公益財団法人奈良県食肉公社 理事長に提出し、入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

競争入札参加資格確認申請書等

記載内容

ア 第2の（4）に定める資格があることを証する書面の写し

イ モラルに対する決意を記載した書面

ウ 第2の（6）の確認ができる履行した供給契約書の写し、及び業務内容が確認できる資料（仕様書等）

なお、上記の供給契約書の写しに代えて業務履行証明書（別添様式1-3）でも可能です。

エ 約款を定めている場合は、その書面の写し

なお、（1）の提出期間内に競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は競争入札の参

加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

- (1) 提出期間 令和5年11月14日(火)から令和5年12月6日(水)まで(土曜日、日曜日、及び休日は除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参、又は郵送によるものとします。郵送による場合は、令和5年12月6日(水)午後5時までに第3に定める場所に到着するようにしてください。なお、電子メールによる提出は認めません。
- (5) 競争入札参加資格確認申請書等 記載事項は、入札説明書によります。

3 入札説明会の開催 実施しません。

4 開札の場所等

- (1) 場所 大和郡山市丹後庄町475-1
奈良県食肉センター 管理棟2階会議室
- (2) 日時 令和5年12月20日(水) 午前10時00分

5 入札書の提出方法等

入札書は、持参又は郵便(「一般書留」または「簡易書留」)で差し出すことができます。

令和5年12月19日(火)午後5時までに第3に定める場所に必着するようにしてください。
その他の手続きは、入札説明書によります。

第5 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金 免除します。

3 契約保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。)第19条に定めるところにより免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否 要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、当公社が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当公社に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、当公社に損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。